

埼玉の木を使おう

住宅等における埼玉県産木材の利用拡大による
「伐って・使って、植えて、育てる」という
森林の循環利用を促進させる事を目的としています。

最大 **34** 万円補助

※条件により最大 **50** 万円補助

◆募集受付期間

令和6年6月3日～令和6年12月25日まで

いずれも先着順で受け付けます。なお、予算の状況により、期日前に締め切ることがあります。
ただし、受付期間中に補助総額を超えた場合には、当該日の申請者の中から抽選により受け付けます。

◆事業の概要

県産木材を使って家や事務所を建てる工務店等に建築費用の一部を助成します。
申請者1者あたり最大500万円まで交付します。

◆県産木材活用住宅等支援事業補助要件

- 1) 令和5年10月1日以降に契約したもの
- 2) 令和7年1月31日までに木工事が完了できるもの
- 3) さいたま県産木材を規定量以上使うもの

◆申請方法

WEBフォーム申請（ホームページ）又は郵送、持参により受け付けます。

※募集締切はホームページに掲載しますのでご確認ください。

お申込・詳細等：一般社団法人埼玉県木材協会「県産木材活用住宅等支援事業」係

〒330-0071

さいたま市浦和区上木崎 6-37-17

☎：048-822-2568

<https://www.mokkyo-saitama.jp/>

埼玉県木材協会

検索



※事業の詳細及び様式等は、ホームページに掲載しています

令和六年度
建築業・大工等の皆様へ
県産木材活用住宅等支援事業補助金

詳細は
裏面参照

補助対象、補助要件、補助金の額及び限度

■対象者

- ①建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建築工事業、大工工事業若しくは装仕上工事業の許可を受けていること
- ②県産木材の主な供給元と県産木材製品安定需給に関する協定を結んでいること
協定締結先はさいたま県産木材認証制度実施要綱（平成14年4月1日施行）第8条第1項の認定書の交付を受けた木材事業者等とする。
- ③この事業に係る行為において法令を遵守すること

■補助対象の種別・基準（助成の対象は①～③のいずれか1つとします。）

- ①住宅等の新築、建売住宅の販売
 - 県産木材の使用割合（単位：立方メートル）が全体の木材使用量の40%以上であること
- ②住宅等の増改築
 - 増改築に係る県産木材の使用量が3立方メートル以上であること
- ③住宅等の内装木質化
 - 12ミリメートル以上の厚さを有する県産木材による施工面積（壁等にあつては垂直投影面積、床、天井等にあつては水平投影面積のそれぞれの合計。）が7平方メートル以上であること

■用途

- ①住宅 ②事務所 ③店舗 ④その他

■契約日・木工事完了日

令和5年10月1日以降に契約締結 木工事が令和7年1月31日までに完了

■補助金の額

- ①住宅等の新築、建売住宅の販売
 - 県産木材を80%以上利用する場合は県産木材1立方メートルあたり20,000円
 - 県産木材を60%以上利用する場合は県産木材1立方メートルあたり17,000円
 - 県産木材を40%以上利用する場合は県産木材1立方メートルあたり11,000円
- ②住宅等の増改築
 - 県産木材1立方メートルあたり17,000円
- ③住宅等の内装木質化
 - 県産木材による施工面積1平方メートルあたり3,000円

■補助金の限度額

- ①1戸当たり340,000円
- ②内装木質化の場合で、相当数の入込客の見込める店舗等については500,000円

■その他

この補助金は、県産木材の利用拡大を目的として交付するものです。補助事業終了後も県産木材の使用に努めていただき、補助金交付年度の翌年度から起算して3年間、県産木材の使用状況について報告が必要となります。